

# 福生ベースサイドストリートフリーマーケット参加案内書

※本案内書をご熟読の上、ご参加ください。ご参加は、下記の内容を承諾いただいたものとさせていただきます※

## ● 当日の参加案内

- ① 開催会場／福生フレンドシップパーク  
〒197-0011 福生市福生 2351-11  
こちらをご確認ください。
- ② アクセス
  - ◆ JR青梅線「牛浜」駅 徒歩 13分
  - ◆ JR八高線「東福生」駅 徒歩 13分
- ③ 開催時間は、10時から15時まで  
集合時間前の路上駐車での待機はご遠慮ください。
- ④ 集合時間は、午前8時30分から午前10時00分まで  
入場時間に遅れた場合、キャンセル扱いになる場合があります。
- ⑤ 出店場所は、係員の指示に従ってください。
- ⑥ 駐車場はございません。近隣の有料駐車場をご利用ください。  
**下記のホームページの「福生ベースサイドストリートページ」にて<周辺駐車場の案内>のリンクをご確認ください**
- ⑦ 参加に際して必ずお持ちいただくもの
  - ◆ 会員証…お試し(会員以外)の方は、運転免許証・健康保険証等の住所を確認できるものの携帯が必要です。
  - ◆ 出店に際して必要なおつりや用具類は、ご自身の責任でご用意ください
- ⑧ 天候があやしい場合の実施可否かの確認  
開催当日の午前7時以降より、次のHPで発表いたしますので、確認してからお出かけください。



<http://www.recycler.org>

- ◆ 7時以降にHPで確認して会場に向かったために遅刻となった場合は、キャンセルの対象とはなりません。
- ◆ 雨天時は、中止となります。
- ◆ 荒天のため途中中止となる可能性もございます。ご了承ください。  
途中中止の判断は、開催本部が行い、全店舗が出店不可能と判断される場合のみとします。個々の判断ではございません。
- ◆ 途中中止となった場合は、その後に天候の回復があっても開催することはありませんので、自己判断で出店しないでください。
- ◆ 開催日の正午を過ぎた後の途中中止は、開催したものとなります。
- ◆ 順延となった場合は、開催ができるまで出店できます。自己理由による順延日の当日不参加は、以降の順延はできません。  
順延日のキャンセル(開催1週間前まで有効)は、参加費の半額をご返金します。  
順延日が中止の場合は、指定の日へ順延。2回目以降の中止では、参加費のご返金はできませんが、振替・変更は可能です。

## ⑨ 参加規約の要点

- ◆ 申込み代表者が不在の出店は出来ません。
  - ◆ 出店スペースの又貸しは出来ません。
  - ◆ 出店許可証は、来場者や係員に見える場所に必ず掲示してください。
  - ◆ 会場内でのあらゆる事故・事件により生じた損害は、当事者の責任となります。主催者は一切弁済責任を負いません。
  - ◆ 施設に損傷をあたえた場合は、その本人の責任において弁償または現状復帰していただきます。
  - ◆ 施設保護のため、施設の樹木や柵を利用して商品などを展示することはできません。
  - ◆ 火気の使用は、一切禁止といたします。  
※発電機の使用は、事前にご確認ください。
  - ◆ 高額商品(2,000円以上)の販売には、購入者から求められた場合、連絡先や領収証を渡すことが義務となります。
  - ◆ 販売後の返金、返品を受け入れることが出店条件となります。
  - ◆ 販売品に関しましては、「販売品について」をご参照ください。
  - ◆ 詳しくは、<https://www2.recycler.jp/rules.php>をご参照ください。
- ⑩ 規約に違反した方や当会が不適切と判断した方は、即刻退場となり、会員資格の停止や次回の出店をご遠慮いただきます。その場合は、参加費などの返金は一切できません。

## ● キャンセルについて…

- ① キャンセルは、開催日の一週間前までに「info@recycler.org」までメールをご送信ください。  
開催前一週間以内になりますと、キャンセル・予約変更ができませんのでご注意ください。
- ② メール内容
  - ◆ 件名:「福生ベースサイドストリート 開催日 キャンセル希望」  
※ 開催日は、お申込みの開催日に変更してください。
  - ◆ 本文: 申込 No、会員番号、氏名、電話番号、対応方法(返金・振替)

## ● 販売品について

- ① 以下の商品は、一切販売できません。
  - ◆ 法律に違反するもの
  - ◆ 酒、たばこ、動物、医薬品、ポルノ商品
  - ◆ 時節柄好ましくないもの
  - ◆ 真贋が定かではないもの  
※当局の視察の予定も予定しております。  
くれぐれも違反や疑われる可能性のある物等の出品が無い様、ご注意をお願い致します。
- ② 飲食物の販売について
  - ◆ お茶、缶詰等を含む飲食品(口に入る物)を販売する場合は、申込時に当会の許可が必要となります。
  - ◆ 保健所等への許可・届出は、ご自身でお願いいたします。
  - ◆ 許可書・届出書は、来場者や係員に見える場所に必ず掲示してください。